

# 「いこま駅前で想いをカタチに。チャレンジマルシェ～2024～」

## 出展者募集要項

生駒商工会議所

生駒市内外の消費者に、生駒の物産を広く知ってもらい、生駒のお店の新たな販路開拓、情報発信を目的に商品等をテスト販売します。また、定期開催することで、駅前商店街の活性化を目的とします。

- |   |   |                |         |
|---|---|----------------|---------|
| 日 | 時 | ①令和6年9月21日（土）  | 11時～15時 |
|   |   | ②令和6年10月19日（土） | 11時～15時 |
|   |   | ③令和6年11月16日（土） | 11時～15時 |
|   |   | ④令和6年12月21日（土） | 11時～15時 |

- |        |  |
|--------|--|
| 会場     | 生駒商工会議所別館1階（ぴっくり通り内 旧南都銀行元町出張所）  |
| 内容及び条件 | 生駒市内で事業をされている事業所（1事業所1小間のみ）<br>※原則として、 <u>出展申込事業所の本業のみの受付</u> とさせていただきます。<br>出展申込事業所の販売員による物販・飲食物の提供・事業のPR<br>別紙の出展条件を満たす事業所<br>火気調理を使用しない事業所（電源の使用については要相談） |
| 出展料    | 商工会議所会員・創業後3年未満の事業所・・・1000円<br>商工会議所非会員・・・3000円<br>（間口150cm×150cm販売台2台・イス2脚程度）   |
| お申込み   | 必要事項明記の上、HPの申込フォームよりお申し込みください。<br>開催月の10日までにお申し込み下さい。<br>申込フォーム⇒ <a href="https://ikomacci.jp/contact/2024.html">https://ikomacci.jp/contact/2024.html</a>   |

QRコード⇒



※先着順

※小間の割り振りは本所にご一任ください。

項目	飲食・物産等の販売
出展規模	1小間150㌦(間口)×150㌦(奥行)
募集数	6事業所
出展料	商工会議所会員・創業後3年未満の事業所・・・1000円 商工会議所非会員・・・3000円
貸出品	販売台2台・イス2脚
展示出展者負担	机の組み立て・設置 出展者固有の装飾にかかる費用 即売に必要な備品、物品にかかる経費 物品の販売、管理などを行う担当者の人件費

#### 《食品衛生》 ― 飲食関係の出展の方へ―

臨時的催しの飲食物の取扱いは、衛生的な設備が不十分であり、時節柄配慮をお願いいたします。  
火気の使用はできませんので、ご了承ください。

#### 《出展物の保管》

出展物は、出展者各自において管理を行い、天災・盗難その他不可抗力による損害等についても、各自にて対処してください。

※出展物の搬入・搬出については決まり次第ご連絡させていただきます。

各自、発生したゴミは必ずお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

※出展者の責任に基づき、保管及び売り上げ・釣銭の管理を行ってください。販売・商品提供に伴うトラブルについて、会議所は一切関与しません。

#### 《雨天時の対応》

雨天決行。(荒天時中止になる可能性があります)

#### 《広報・集客活動についてお願い》

マルシェの成功に向けて、各自の広報および集客活動が重要となります。誠に恐縮ではございますが、広報活動や集客については各自の努力により行っていただきますようお願い申し上げます。SNSでのシェアや、ブログ、ウェブサイトでの告知、または知人への声かけなど、幅広くお知らせいただくと幸いです。皆様のご協力をお願い申し上げます。

#### 《申し込み・お問合せ先》

生駒商工会議所 生駒市元町 1-6-12 セイセイビル 6階

小林・北波

TEL 0743-74-3515

FAX 0743-74-9185

メール [kitaba@ikomacci.or.jp](mailto:kitaba@ikomacci.or.jp) (北波)

#### 《出展条件》

- ・ 出店にあたっての関係法令等を順守すること（順守されていない場合は出店を取り消す場合ある）。
- ・ 公序良俗及び公共の福祉に反しないこと。
- ・ イベント中止やその他いかなる事由での出店又は営業行為が出来なかった場合においても、事業者が負担した費用（材料費、運搬費、交通費等支出した費用の全て）への補償は無い。
- ・ 内容が申込時と大きく異なる事業者は、開催当日に出店許可を取り消すことがある。
- ・ 出店及び搬入・搬出等で出たゴミ・不用物は、各事業者が回収すること。
- ・ 以下 1. 2 に掲げる事項を全て満たしていること。
  1. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がなされていないこと。
  2. 次に該当する法人等でないこと。
    - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
    - （イ）暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）
    - （ウ）暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他団体
    - （エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもの（以下「暴力団等」という）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう）を行う法人その他団体
    - （オ）事業所等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ）が暴力団等の利益となる活動を行う法人その他団体
    - （カ）事業所等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう）を継続的に有している法人その他団体
- ・ 以下 (1)～(12) の商品の販売はできません。
  - (1) 出資や金融商品
  - (2) 債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気・ガス、水道料金等）
  - (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの及び家庭系指定ごみ袋・大型ごみ処理券
  - (4) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
  - (5) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票
  - (6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 条）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
  - (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
  - (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
  - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
  - (10) 学校指定用品等
  - (11) 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
  - (12) その他 本イベントの趣旨に沿わない商品